

## 第16章 貿易管理・為替管理

### 1. 輸出・輸入規制

#### (1) 輸出・輸入に関する規制

輸出及び輸入に関しては「対外貿易法」(2022年改定)に準拠する必要がある。国の安全や人の健康、環境の保護、軍事等の観点から輸出入が禁止されているものは目録として公布されている(対外貿易法第15条から第17条)。輸出や輸入が制限されている貨物や技術は国による割り当て又は許可に従わなくてはならない(同法第18条)。また、2022年12月30日の改定では対外貿易経営者の届け出登記を義務付けた規定(旧第9条)が削除された。それに基づき、同日から商務主管部門は対外貿易経営者の届け出登記業務を停止し、輸出入の際に関連部門も対外貿易経営者の届け出登記書類の提出を要求しないこととなった。中国に拠点をおく企業が対外貿易業務を行う際の障壁がなくなることで、中国の国内取引と対外貿易の一体化につながり、中国企業の海外展開の支援にもなるほか、外国企業が中国でビジネス展開する後押しにもなると考えられる。

技術の輸出入に関しては「技術輸出入管理条例」に準拠することになる。貨物を輸出入する際には商品検査が必要になる(輸出入商品検査法)。

輸出入に際しては原産地証明書を提出し、原産地を申告しなければならない(輸出入貨物原産地条例)。

動物の伝染病や寄生虫、植物の危険な病気、その他有害生物の国内への侵入や国外への伝播を防止するためには動植物の検疫を受けなければならない(出入国動植物検疫法)。

また、2023年7月1日に施行された「対外関係法」は外交や経済・文化面等の交流・協力等において守るべき原則等を定めたものであり、政府機関の他、中国の全ての団体・企業や個人も対象として、中国の国家主権、安全、尊厳、名誉、利益を守る責任と義務があると定めている(第6条)。さらに、国家利益を損害する活動を行うことにより、法責任を問われると定めている(第8条)。

なお、中国での個人情報域外移転に関しては、「個人情報保護法」(2021年11月施行)及び「個人情報域外移転標準契約弁法」(2023年6月施行)に基づき、別途公布された「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン」を確認する必要がある。本レポート第7章に詳細内容を記載している。

#### (2) 米中貿易摩擦と中国輸出管理法

2020年10月17日には「輸出管理法」が制定、公布され、2020年12月1日から施行されている。本法は中国における輸出管理及び規制、特に国家安全や武器等の拡散防止等を主な目的とする安全保障貿易に関する法律と言える。ただし本法のもう一つの側面は、米中貿易摩擦の中で米国トランプ政権が発動した米国の輸出管理規則等への対抗を意識したものであると言える。

中国「輸出管理法」第12条には「輸出管理リスト」に記載されている規制品目又は臨時規制物品は、輸出業者が国の輸出管理部門に対して許可を申請しなければならないと規定されている。

リスト以外で以下の項目に該当するもの、又は以下の項目に該当する可能性が高く国家輸出の管理部門より通知された貨物、技術、サービスについても、輸出管理部門に対して許可を申請しなければならないと規定されている。

- (1) 国家の安全と利益を損なうもの
- (2) 大量破壊兵器の設計・開発・生産・運搬に使用されるもの
- (3) テロ目的に使用されるもの

なお、該当するかどうか判断できない場合は、輸出の管理部門に問い合わせる必要がある。2020 年から施行された輸出管理法に関して、いまだに具体的な規制対象が明確となっておらず、中国日本商會が発行している「中国経済と日本企業 2023 年白書」にも関連細則や管理品目等の早期整備と公表を中国政府に建議している。

今後は、米中対立が進む中で、米国の輸出管理規制の発動状況や中国輸出管理法に係る輸出管理リストの状況を注視すべきである。

### (3) 輸入規制の動向

2022 年 1 月に「地域的な包括的経済連携協定」（以下 RCEP）が発効され、RCEP は日中間の初めての自由貿易協定となった。RCEP により、86%の品目の関税が段階的に撤廃され、特に日本から輸入する自動車部品や鉄鋼製品、化学品、家電、繊維製品等の関税減免がビジネスに大きな影響を与えらると思われる。

一方で、輸入の規制に関して実務上の課題が発生している。これに関しては、中国日本商會が発行している「中国経済と日本企業 2023 年白書」が参考になる。白書によると、輸入された食品添加物については入国検査検疫機関を経て、行政法規等に則った検査に合格する必要があるが、国家標準（GB）に合格基準が制定されているが、一部規格、基準、試験方法が策定中の食品添加物に対して、試験方法が未定との理由で、輸入食品衛生証明書が発行されないケースがある。また、輸入食品の衛生証明書の発行に時間がかかり、港に着いてから中国国内で流通されるまで実際に 1 ヶ月以上要するケースもあるため、賞味期限が短い商品の廃棄も多発している。

2022 年には「輸入食品海外製造企業登録管理規定」が施行され、中国国外で食品を製造、加工、貯蔵する企業が中国向けに輸出する際には中国税関に登録が必要となり、食品の内部と外部の包装上に登録番号の記載が必要とされている。

また、日本から輸入済みのアニメの放送許可が厳しくなっており、新規に輸入を申請してもなかなか許可が下りない状況が続いている。

さらに、2011 年の東日本大震災の影響により、現在福島周辺の 10 都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）からは、全ての食品が輸入禁止となっており（新潟産の米のみ産地証明書があれば輸入可）、10 都県以外の地域から食品を輸入する場合には放射性物質検査証明書が必要となっている。なお、野菜、果実、乳製品等の放射性物質検査証明書について、両国間の項目合意ができていないため、実質輸入不可となっている。加えて、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、2023 年 8 月 24 日より日本原産の水産物の輸入は全面的かつ暫定的に停止しており、2023 年 11 月に開催された APEC 首脳会議でも解除する傾向がみられていなかった。

## 2. 加工貿易

「加工貿易」とは、企業が原材料・補助材料、パーツ、エレメント、包装物資の全て又は一部を輸入し、加工又は組立の後、その完成品を再輸出する経営活動を言い、来料加工、進料加工を含む活動である。以下、主に来料加工、進料加工、転廠について解説する。

「来料加工」とは、外国の加工委託企業と中国の加工受託企業との間で行われる包括的な加工委託契約である。具体的には輸入材料を外国の加工委託企業が無償提供し、中国の加工受託企業は当該委託企業の要求に従って加工又は組立を行い加工賃のみを受け取り、完成品は委託企業が販売する経営活動をいう。

なお、加工貿易において、加工貿易輸出入契約を対外的に締結する各種輸出入企業及び外商投資企業、並びに法律に従い来料加工経営を行う対外加工組立サービス会社を「経営企業」という。

加工貿易制度は、中国の改革開放後、外資誘致に大きく貢献してきた制度である。広東省政府は従来の法人格を有しない来料加工工場について、法人格を有する企業への転換を目指すべく 2008 年 9 月 9 日に「広東省人民政府による加工貿易の転換レベルアップに関する若干の意見」（粵府[2008]69 号、2018 年 2 月 23 日廃止）を公布した。これが「来料加工工場の法人化」と言われる。この政策により、従来、来料加工工場の完成品は全て国外販売であったが、委託先の法人化以降は国内販売も可能となっている。

「進料加工」とは、輸入材料を経営企業が外貨を支払って輸入し（有償）、完成品は経営企業が加工委託企業等へ販売輸出する経営活動をいう。

進料加工は加工委託する外国企業と加工受託する中国企業との間で原材料及び完成品を売買形式で行う加工委託のことである。来料加工と似ているが、異なる点は、原材料等の生産材料を、無償ではなく有償で輸入することである。なお、製品の買主である輸出先外国企業は、原材料の調達先である加工委託企業と異なる場合もある。

「転廠（テンショウ）」は「深加工結転」や「再加工結転」とも呼ばれ、加工貿易企業が保税輸入材料を加工した製品を、別の加工貿易企業へ移して、さらに加工した後、再輸出する経営活動である（税関総署第 219 号令）。

下記図表 16-1 は形態別貿易の 2022 年の状況である。来料加工や進料加工の貿易形態は通常の貿易と比較してそれほど多くはないことが分かる。進料加工は有償の原料分のみ来料加工よりも金額がかさむことも分かる。

図表 16-1 中国の形態別貿易（2022 年度）

（単位：億米ドル）

	輸出（1~12 月）	輸入（1~12 月）
総額	35,936	27,160
通常貿易	22,870	17,360
来料加工貿易	813	897
進料加工貿易	7,263	3,692

	輸出（1~12月）	輸入（1~12月）
税関特別監督区域物流貨物	2,281	3,091
その他	2,691	2,120

（出所）中国税関統計 2022

加工貿易商品は禁止類、制限類、許可類と分類されており、制限類と禁止類にどちらも該当しない商品は許可類になる。商品品目に対する制限は中国の政策により大きく左右されるため、注意が必要である。最近では 2021 年 6 月に加工紙製品を禁止類から除外された。一方、制限類に関しては、2015 年 11 月より「加工貿易制限類商品目録」の改訂版が公布・施行されており（商務部税関総署 2015 年第 63 号公告）、現時点では輸出 95 項目、輸入 356 項目となっている。

中国国内にある輸出入代理業者及び工場（外商投資企業）は加工貿易を行う場合に、従来は事前に、商務部の出先機構である各地にある対外経済貿易委員会の認可を得る必要があったが、2014 年 3 月以降、商務部の事前の審査認可が必要なくなり、事後の届出制になっている（税関総署第 219 号令第 24 条）。

加工貿易のために輸入する原材料が保税物資として扱われる場合、税関では、その量の管理が行われる。その管理手段としては、当該加工貿易手帳を用いる。経営企業は所在地の税関に貿易手帳の設立を行わなければならない（同 219 号令第 11 条）。税関は実際に加工・生産・仕損・輸出された数量により、関税及び輸入増値税の徴収、免除を管理している。

また、加工貿易手帳の記入に加え、加工貿易企業においては、保税物資に関する入庫、保管及び出庫記録の完全実施又は関連帳簿の作成が義務付けられている。保税資材の横流しがある場合には、厳しい処罰がある。

加工貿易保税輸入材料又は完成品を事情により内販（国内販売）に転換する場合、税関は主管部門の内販を認める旨の有効な許可文書に基づき、保税輸入材料に対して法に従い税金を徴収し、かつ延滞利息を徴収すると規定されている（同 219 号令第 31 条）。

### 3. 税関制度

加工貿易の制度は税関制度と密接に関係している。ここでは税関制度の概要と最近の動向を説明する。

#### (1) 税関法

「税関法」は 1987 年に当初公布されてから改訂を経て、2021 年 4 月より最近のものが施行されている。「税関」とは、関税領域の入出に係る国の監督管理機関である。国境等の関税領域を通過に関する運送手段、貨物、手荷物、郵送物その他の物品を監督管理し、関税その他の公租公課を徴収し、密輸を取り締まり、税関統計を作成・編集し、その他税関業務を行う（税関法第 2 条）。

入境申告の日から 14 日以内に、輸出貨物が税関監督管理区に到着した後で貨物を積みこむ 24 時間前までに税関に申告が必要である（税関法第 24 条）。

税関が特別許可を受けた貨物以外、全ての輸入輸出貨物については荷受人、荷送人が税金を完納し、又は担保を提供した後に、税関が押印して通関することができる（税関法第 29 条）。

関税の納税義務者は、貨物を輸入する荷受人、貨物を輸出する荷送人及び入出境物品の所有者である（税関法第 54 条）。

輸入貨物の課税価格には、貨物の代金、貨物が輸入地点に到着して荷下ろしされるまでの運送、関連費用、保険料が含まれる。

輸出貨物の課税価格には、貨物の代金、貨物が輸出地点まで運送され積載されるまでの運送、関連費用、保険料が含まれるが、その中に含まれている輸出関税は控除しなければならない（税関法第 55 条）。

なお商業的価値のない広告品及び貨物サンプルや外国政府及び国際組織が無償で贈与する物資、通関前に破損又は紛失が生じた物品、特定価額までの物品、その他法律で関税減免品目として指定された物品、及び中国が締約国又は加盟国である国際条約で関税減免品目として指定された物品等は、関税の徴収を軽減又は免除する（税関法第 56 条）。

納税義務者は税関の納付通知書発行の 15 日以内に関税を納付しなければならない。滞納した場合は滞納金が発生し、3 ヶ月以上滞納した場合は税関長の許可に基づき、以下強制措置が執行できる（第 60 条）。

- (1) 納税義務者の口座がある金融機関に通知し、納付金額及び滞納金を預金から引き落とす。
- (2) 課税すべき貨物を押収し、納付金額及び滞納金に換金する。
- (3) 納付金額及び滞納金の金額を上限に、その他貨物や財産を押収し換金する。

なお、通関後に未納税額が発覚された場合は、通関日より 1 年以内に税関に追納することができるが、関連法規の違反があった場合は最大 3 年分の追納を迫られる可能性がある（第 62 条）。

一方、過納税額を発覚した場合、税関より自動的に還付される。また、納税者からも、納税後 1 年以内に税関に還付申請ができる（第 63 条）。

## (2) 税関への届け出

2016 年 10 月から「外商投資企業設立変更届出管理暫定弁法」（なお、同法は 2020 年 1 月 1 日から施行された外商投資情報報告弁法により廃止）により外商投資企業の設立・変更手続きが「認可制」から「届出制」に変更された。その後、外商投資企業に限らず、全ての通関に関わる企業に対象拡大された「税関通関単位届出管理規定」（中国語：海关报关单位备案管理规定、2022 年 1 月 1 日より施行）は、各種法規を統一化し、税関に提出する届け出資料を「通関単位届出情報表」（中国語：报关单位备案信息表）の一本にまとめた。届け出は基本的に長期期間において有効となり（第 8 条）、情報に変更された際には 30 日以内に所在地税関に変更申請する必要がある（第 9 条）。

なお、「税関通関単位届出管理規定」では通関単位に「通関単位届出情報表」提出する前に、営業許可の取得と対外貿易経営者の届け出が求められるが（第 4 条）、2022 年 12 月 30 日に改定された「対外貿易法」では国务院対外貿易主管部門に対する対外貿易経営者の届け出は実質不要とされ、今後「税関通関単位届出管理規定」の改正も行われると推察される。



営業許可に関して、新規で通関業務を行う企業（新規で中国進出を考える日系企業も含む）が市場管理部門にて営業許可を取得する際に、同時に税関への届け出もできる。また、税関への届け出提出に関しては、中国政府が運用するサイトである「国際貿易シングルウィンドウ」（<https://www.singlewindow.cn>）でオンライン手続きが可能となる。2016年に設立された同サイトは、企業に対して集約化されたワンストップのサービスを提供し、輸入食品の企業申請等では同サイトでの手続きが必須となっており、電子化が進む中国では今後貿易業務に欠かせないサイトになるとと思われる。

### (3) 全国通関一体化と事前裁定制度

2017年6月28日に税関総署は「全国通関一体化制度改革の実施に関する税関総署公告」（税関総署公告[2017]25号）を公布した。これは2016年6月から上海市においてすでに試験的に実施している制度を、2017年7月から全国の通関に適用したものである。

この新制度では輸出入申告の管理は、①貨物の通関前の検査、②貨物通関後のリスク審査、③所管税関の一般調査及び特別調査により行われる。新制度前は多くの輸入貨物について通関前に通関申告書との整合性が審査されていたが、新制度後は通関後に審査される（なお高リスクの輸入貨物は通関前に抽出され追加審査がある）。

これにより平均通関時間は従来の3分の2に短縮されるとのことである。また輸入地と異なる税関での申告ができる。例えば事業者はA港で荷揚げされた貨物をB港の税関に申告できるようになる。これに伴い各地域の税関の関税に関する政策と法規の解釈の統一が図られる予定である。なお2017年12月に「税関事前裁定管理弁法」（[2017]236号）が公布され、税関はロイヤリティやコミッション等の課税価格に関して、輸出入申請者の事前裁定を行うことができるとした。

### (4) 貿易企業の信用管理

「税関登録及び企業信用管理弁法」が2021年11月に施行され、企業信用管理制度として「高級認証企業」と「信用喪失企業」を設けている。

「高級認証企業」は申請と審査を経て税関により認証される他、中国が加盟している国際条約のAEO（認証済み経営者）にも資格付与している。「高級認証企業」資格は通常5年に一度再審されるが、不定期の再審も可能とし、信用レベルに満たさない事象が発生した場合、税関より認証を取り消すこともできる（同弁法第3章）。「高級認証企業」に認証された企業は、通関時税関での抽出検査比率を20%以下とし、通関時の担保免除、手続きの優先処理、その他国際条約の加盟国にてAEOとして認定される等の優遇制度を享受できる（第30条）。

なお、「高級認証企業」の認証標準は別途「高級認証企業標準」として税関により公表され、直近は2022年10月28日の最新版で認証項目の統合があった。

一方、「信用喪失企業」は同弁法第22条、第23条に規定されている密輸行為や3ヵ月以上の税金滞納等のような法令違反等の事象があった場合に認定され、認定された企業は書面通知を受けた5日以内に不服申し立てができる。「信用喪失企業」が信用喪失と認定された項目によって一定期間内において再発がない場合は「信用回復」とされることができる（第26条、第28条）。「

信用喪失企業」として認定された企業は通関時の抽出検査比率を 80%以上とし、加工貿易を行う際に全額担保を求められ、企業に対する不定期取り締まりやその他税関による管理が適用される（第 31 条）。なお、輸入食品の海外生産企業、及び動植物製品の海外生産、加工、貯蔵を行う海外企業に対する信用管理方法は、別途税関による信用管理規定に準ずる（第 36 条）。

2018 年 10 月 26 日に日本国財務省関税局が中国税関総署と AEO の相互承認に係る取り決めに合意し、北京にて署名を行った。日本での AEO 認定の申請方法は日本の財務省のページにて記載されている。AEO 認定を取得すれば中国で高級認証企業に該当する審査軽減措置が適用できる。

## (5) 通関申告書

「税関輸出入貨物通関申告書記入記載規範」（税関総署公告 2019 年第 18 号で最新版修訂）では、通関申告書の記入方法等が規定されている。これは 2008 年以降関連文書に散在していた、通関申告書の記入・作成に関する内容を総合し補充するものである。

また、2020 年以降、中国税関は「税関輸出入商品規範申告目録」（最新版は 2023 年）を毎年発行しており、貨物品目リストに合わせて申告時に必要な分類要素と価格要素を示しており、そちらを参照して申告書を作成する必要がある。

「税関査察条例」は 1997 年から公布施行され 3 度の改正を経て、2022 年 3 月に公布され 5 月から施行されている。

「税関査察」とは、輸出入貨物の場合は通関した日から 3 年以内に、また保税貨物の場合は、税関監督管理期限内及びその後の 3 年以内に、税関が輸出入貨物と直接に関係のある企業の会計帳簿、会計証憑、通関申告書及び関係する貨物に対して検査し、輸出入活動の真実性及び適法性を監督することを言う（税関査察条例第 2 条）。

税関は査察をする際には、査察実施の 3 日前までに、被査察人に書面で通知しなければならない。ただし重大な違法嫌疑があり、会計帳簿、申告書、輸出入品、その他関連資料が移動、隠匿、改ざん、破棄される可能性がある場合には、通知を経ないで査察できる（税関査察条例第 10 条）。

税関の査察を経て、被査察人が密輸行為をしたことが発見され、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する（税関査察条例第 27 条）。また、「税関査察条例」の実施弁法も前回の修正（2016 年）に合わせて公布され、企業の会計帳簿や会計証憑等が外国語で記載されている場合は、中国語訳本を用意する必要があると決めている（第 11 条）。

## (6) ペーパーレス税関申告

ペーパーレス税関申告については、2012 年 7 月に公布された試行改革の通達以降、実施されてきたが、2017 年 2 月に施行された「通関業務のペーパーレス化の適用範囲の拡大に関する公告」（税関総署 2017 年 8 号公告）により、適用範囲が全ての信用等級の企業に拡大された。

さらに企業は直属の税関及び第三者認証機関である「電子ポート（中国語：电子口岸）」と電子データの取り扱いに関する協定を締結すれば、中国全土の税関でペーパーレス税関申告を行うことが可能となる。

なお、電子データ取り扱い協定もペーパーレス申告も前述の国際貿易シングルウィンドウよりアクセス可能であり、今後もサイトを統合する傾向がみられる。

#### (7) 税関特別監督管理区域

税関により監督されている地域は、「税関特別監督管理区域」と呼称され、「通関・貿易管理」により「保税区」、「保税物流園區」、「輸出加工区」等に区分される。

これらの地域は、税務上、中国国内での「外国扱い」という意味で、原則的に、関税・増値税の免税、あるいは保税扱いができる特別地域であり、輸出入貿易、中継貿易、加工貿易、貨物倉庫、貨物輸送、商品展示、商品取引等の事業が可能なタックスフリーの地域である。

#### (8) 外商投資推薦産業目録

先進製造業や生産性サービス業の拡大や中西部地域の支援を目的として、2023年1月より「外商投資推薦産業目録（2022年版）」が公布された。目録産業に投資した外商投資企業に対して、自社使用の設備やそれに関わる部品の輸入の際に関税の免除ができる。ただし、別途免税除外の技術や設備は適用されない。

## 4. 為替相場

近年急激な円安に伴い、海外事業を行う際の為替リスクが急激に上昇している。為替レートが経営に与える影響については、日本貿易振興機構（ジェトロ）から公表された「海外進出日系企業実態調査－中国編」のアンケート結果によると、2017年度以降経営上の問題点として為替レートの変動は、アンケート上位10位圏外になっていたが、23年2月に発表された最新版では、「従業員の賃金上昇」に次いで第2位となった。また、中国国内の中でも輸出比率が高い遼寧省、山東省では問題点のトップとなっており、遼寧省では回答企業の8割を超えている。

円安による為替変動は現地調達コストの上昇や従業員の賃金上昇になる一方で、日系企業にとって現地で上げた利益が割高になるメリットもある。実際同調査では、為替変動による業績改善と回答した企業は広東省で5割、上海市4割と、ポジティブな影響要因となっている。前述の対外貿易法改正等、益々開放される中国市場において、如何に中国政府の外資誘致を活用し、事業規模拡大して中国現地企業との競争で勝ち残るかが今後の日系企業の課題であり、新しい成長チャンスにも繋がると思われる。

なお、アメリカの金利上昇に伴い、2023年9月21日現在の為替市場では1ドルが7.3人民元までとドル高となっている。今後、量的緩和策によるインフレ率の抑制や自国への資金還流等を目的として米国政府が意図的にドルを上昇させる中、中国政府は自国企業を守るために、さらに人民元の国際化を図り、ドル以外の通貨による直接取引も拡大すると思われる。



## 5. 外貨管理制度（外貨交換制度を含む）

中国は外貨の管理を強化するため、1996年1月に「外貨管理条例」を公布し、同年4月1日から施行した。その後、2008年8月1日に改正が行われ、同日より施行されている（国务院令第532号）。

外貨管理条例第3条によると、外貨は外国通貨（紙幣、硬貨を含む）、外貨建支払証券あるいは支払手段（手形小切手、銀行預金証書、銀行カードを含む）、外貨建有価証券（債券、株券等を含む）、特別引出権（SDR、ECU等）及びその他の外貨資産を包括する概念である。

「外貨管理主要法規目録」は2023年6月末時点のものが中国外貨管理局のページ上で掲載されており、現在有効な法規が整理されているため進出の際に参考になる。ただし、該当目録は不定期に整理されるため、今後外貨利用にあたり最新版の情報は利用する金融機関に相談することをお勧めする。

### (1) 外貨管理条例

外貨管理条例の適用範囲に関する規定は属人主義と属地主義を結合した原則を採用している。即ち、国内機構と国内個人の外貨受取・支払又は外貨取扱業務はその発生が中国あるいは国外であっても本条例が適用され、国外機構と国外個人の中国における外貨受取・支払又は外貨取扱業務に対しても外貨管理条例が適用される（外貨管理条例第4条）。

国家外貨管理局は国务院の外貨管理部門である。外貨管理局及びその分支機構は法に準拠して外貨管理の職責を果たし、外貨管理条例の実施に対し責任を負う。国家外貨管理局は各省、自治区、直轄市、副省級市の分局と外貨管理部を設置している。

外貨管理制度に関しては、經常項目及び資本項目が区別管理されている。外貨管理条例第5条によると、国家が經常的な国際支払い及び移転に対して制限しないと規定しており、人民元經常項目については兌換できるようになった。人民元經常項目の兌換可能性とは、經常的な国際支払い及び移転に対して全ての外貨制限を撤廃し、即ち、經常項目に確実に属する国際支払い及び移転であれば、対外支払いができ、数量的な制限を有してはならないということの意味している。

### (2) 經常項目

經常項目とは国際収支の中で貨物、サービス、収益及び經常的な移転に係る取引項目である（第52条第3項）。經常項目には、主に①貨物貿易収支、②サービス貿易収支、③その他經常項目が含まれる。その内、最も重要なのは貿易収支とサービス貿易収支である。なお、經常項目は兌換できるが、銀行は外貨管理制度に従い、契約書、インボイス等の取引証憑の照合を通じて真実性の審査を行わなければならない。一方、經常項目の外貨取引管理と異なり、資本項目の外貨取引管理に関しては、外貨管理部門が事前審査及び事後登録を通じて外貨管理を行っている。

なお、經常項目に関する業務は、「經常項目外貨業務手引（2020年版）」（以下、「業務手引」）に（2023年に、第102条一部文言と第173条2段目は廃止され、第46条は改正されているが）最新の詳細項目を決めており、以下主要なポイントを紹介する。

### ①貨物貿易収支

外貨収支がある企業は原則として営業許可の所在地の外貨管理局に申請し、名簿に登録する必要があり、登録がない場合は金融機関が該当企業を対象に貨物貿易収支業務を行ってはいけない（第1条、第2条）。なお、年間収支金額が累計で20万ドル未満の場合は登録が不要となる（第1条）。

原則として輸出入の主体が外貨取引の主体となり、代理で輸出入の場合でも代理の方が外貨を取り扱うことになり、代理機構との間は人民元での精算も、別途代理協定に基づいて外貨の精算もできる（第9条）。

企業が貨物貿易収支業務を行う際に、銀行は外貨管理局のシステムから企業の登録情報を調べることができ、「顧客を理解する、業務を理解する、デューデリジェンス（審査に責任を負う）」という展業3原則（以下「展業原則」）遵守の下、契約や領収書等の取引証憑を企業に確認して収支の真実性、合理性、ロジックを審査する必要がある（第11条）。なお、企業のリスク状況によって企業分類を実施し、リスクの高い企業に対して各種追加の説明書類の提出が求められる（第3節）。

2012年2月3日に公布された「輸出貨物貿易での人民元決済企業管理に関する問題の通知」（銀発[2012]23号）によると、各省（自治区、直轄市）、計画単列市の輸出入の経営資格を有する企業は、「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」（[2009]10号公告）及び本23号通知に基づき、輸出貨物貿易での人民元決済を展開できると規定しており、試行企業として選定された企業もクロスボーダー貿易収支の人民元決算ができる。

さらに、最新の「クロスボーダー人民元政策で輸出入企業と外資へのさらなる支援に関する通知」（中国語：关于进一步优化跨境人民币政策支持稳外贸稳外资的通知、以下銀発[2020]330号）には、優良企業の申請により金融機関が直接人民元決算での出入金を行うことができると記載されている。また、越境EC（クロスボーダー電子商取引）等を行う新業態企業に関して、電子商取引の情報に基づき、クロスボーダー人民元決算ができる。

### ②サービス貿易収支

1件あたり5万ドルを超えるサービス貿易の外貨受取、支払業務を行う場合は、金融機関は展業三原則（顧客企業のことを知るべき、業務内容を把握すべき、デューデリジェンス「=審査責任を負うこと」をすべき）に基づき、取引の主体、金額、性質等を審査し、企業の収支報告と一致することを確認しなければならない（業務手引第49条）。なお、関連機構の間で代理の支払が発生した場合は、原則上代理支払の期限が12ヵ月を超えてはいけない（第1項）。5万ドルを超える支払業務を行う場合はさらに別途届け出の提出が必要となる（第4項）。

1件あたり5万ドル相当以下（5万ドルを含む）のサービス貿易の支払を行う場合は、金融機関は原則、取引書類を審査しなくても良いが、資金の性質が不透明な外貨受取・支払業務については審査を行うとしている（第49条）。

配当原資となる利益は人民元建てで留保されていることが多いが、送金時にドルに転換せずに人民元建てで送金することで、中国子会社自体の為替リスクを回避することが可能となるため、クロスボーダー人民元決済に係る規定（銀発[2015]279号）の利用について検討の余地がある。

外貨受取・支払に関する取引書類は、5 年間保管して検査に備えるものと規定されている（業務手引第 12 条）。

### (3) 資本項目

資本項目は国際収支における対外資産と負債の増減に影響を与える取引項目で、資本移転、直接投資、証券投資、金融派生商品及び貸付等が含まれる（外貨管理条例第 52 条第 4 項）。資本項目で発生する外貨が資本項目外貨である。

外貨管理条例によると、資本項目外貨収支管理に関する一般的な規定は以下の通りである。

#### ① 資本項目外貨収入

資本項目の外貨収入を留保する場合、あるいは外貨の人民元転（元転）、人民元の外貨転業務に従事する金融機構に売却する場合、外貨管理機関の認可を受けなければならない。ただし、国家が認可不要と規定するものは除外される（外貨管理条例第 21 条）。

#### ② 資本項目外貨支出

資本項目の外貨支出は国务院の外貨管理部門の外貨支払いと外貨購入に関する規定に従い、有効な証憑に基づき自己保有の外貨によって、又は外貨の人民元転及び人民元の外貨転業務に従事する金融機構から外貨を購入して、支払わなければならない。国家が外貨管理機関の認可が必要と規定している場合、外貨を支払う前に認可手続きを行わなければならない。

法に従って事業を終結する外商投資企業は国家の関係規定に従って清算、納税を行った後、外国投資者の所有に属する人民元は、外貨の人民元転及び人民元の外貨転業務に従事する金融機構から外貨を購入し、国外送金することができる（外貨管理条例第 22 条）。

#### ③ 資本項目外貨及び人民元転した資金の使用

資本項目の外貨及び人民元転した資金は関係主管部門及び外貨管理機関が認可した用途に使用しなければならない。外貨管理機関は資本項目の外貨及び人民元転した資金の使用、並びに預金口座の変動状況に対して監督検査を行う権限を有している（外貨管理条例第 23 条）。

上記ポイントの他、資本項目に関する詳細の取り決めは「資本項目外貨業務手引」（2020 年版）で定められている。

2016 年 6 月 9 日外貨管理局は、外商投資企業の外貨資本金について自由意思による人民元転を同日から認めると通知した（汇発[2016]16 号通達）。これにより外貨で払い込まれた資本金相当額が為替リスクにさらされるリスクを回避できる可能性がある。なお資本金項目の外貨資金は人民元転（元転）後に、一旦「元転後支払待ち口座」に預入、経営範囲内の実需に基づいて使用すべしと規定した。なお、前述した銀発[2020]330 号は外商投資企業の支援を目的として資本項目に対する緩和策も入っており、資本項目における人民元収入に関しては、政府の許可範囲内で再使用可能とし（第 8 項）、人民元資本金も自由に再投資として利用ができ（第 9 項）、単独口座での管理も不要となった（第 10 項）。

経常項目の施策と合わせて、外商投資企業や海外で事業を展開する中国企業にとって、人民元の使用を前提とした経営や投資環境が改善され、不動産や証券投資等の金融市場を乱す可能性がある行為を除けば、自由にビジネス展開できるようになり、多くの企業が外貨を自由に人民元転することで為替リスクを回避できるようになるとと思われる。

#### (4) 資金還流策（投下資金の回収）

中国子会社の利益をどのように日本本社へ還流させるかに関して、いくつか方法が考えられるが、代表的なものとしては、以下の通り①コミッション（営業紹介手数料）、②配当、③ロイヤリティ、④有償減資がある。

##### ①コミッション（営業紹介手数料）

中国子会社の販売拡大のために日本本社が中国子会社に取引先を紹介した際に、中国子会社が当該取引先への輸出額の一定率等をコミッションとして日本本社へ送金することにより利益を還流させることがある。このようなケースで日本本社が、中国国外の取引先でなく中国国内の取引先を紹介した場合は、実務上、外貨管理法規制等のため送金ができない可能性があるため留意する必要がある。これは日本本社が中国国内の会社を紹介するケースを、当局が想定していないことが考えられるためである（国家税務総局 外貨管理局 2013 年第 40 号公告）。

40 号公告に関しては、1 件あたり 5 万ドル以上であれば、国税局に税務届出(案)表を提出する必要がある。税務当局から捺印済みの税務届出(案)表が発行されれば送金が可能となる。これはあくまで納税者による届出(案)であるため、税務当局による実質的審査が事後的に行われる。5 万ドル未満の場合には、税務届出(案)表が必要とされず、銀行窓口が審査を行う。

日本本社が中国国外の取引先を紹介した場合でも、そのコミッションの料率及び送金時における源泉所得税や増値税については留意する必要がある。料率に関しては一般企業では、収入金額の 5%までが企業所得税法上の控除限度である（財税[2009]29 号）。日本本社が中国国外の取引先を紹介した場合は、基本的に中国国内の役務提供ではないため、源泉所得税（10%）は課税されることはないが、増値税（6%）については支払者に源泉徴収義務がある。実務上は納税しないと送金できない場合もあることから、念のため、事前に管轄の税務当局や金融機関へ確認しておくことが必要である。

##### ②配当

配当は日本本社への利益還流の方法として最もオーソドックスな方法と言える。

中国現地企業が毎年の利益処分を行う際には、配当実施の前に、法定利益準備金が登録資本金の 50%になるまで、税引後利益を過年度の欠損金を補填した上でその金額の 10%以上を法定利益準備金として積み立てる必要がある（改正前会社法第 210 条、改正会社法第 210 条）。その後の配当手続きとしては、董事会が会社の利益配当案を作成し、株主会で承認する必要がある。

なお、未上場の企業における利益配分に関しては、配当の実施有無や配当の金額等が会社内部で決定されるため、実質的支配している現地法人であれば問題ないが、少数株主として出資している現地企業の場合は、余剰利益を配当すると主張しても董事会や株主会で却下される可能性があるため、注意する必要がある。



中国において配当分配のビジネス環境がまだ発展途上のため、学会でも少数株主の権利保護のための手段について議論しており、外資のみならず、中国国内の株主でも少数株主の場合の利益確保に苦労している。改正前会社法第89条（改正会社法では第161以上）では、企業（株式を公開している企業を除く）が5年間連続黒字で株主に配当しない場合や企業の支配株主が株主権力を濫用しその他株主の利益に毀損した場合等においては、株主が合理的な価格で株式を企業に買取らせることができると決めているが、連続黒字の条件を満たすことが難しく、権力濫用で利益毀損の立証責任が少数株主にあるため、実務上では少数株主の保護がまだ不十分である。

一方、2022年に修訂された「上場企業監督管理ガイド第3号—上場企業の現金配当」においては、上場企業の発展段階によって分配利益の20%から80%を現金で配当すべきだと規定されているため、上場企業の場合は少数株主の権利が比較的保護されていると言える。配当金を送金する際には、企業所得税が10%の源泉税率で課税される。1件あたり5万ドル以上であれば、送金前に国税局に税務届出(案)表を提出する必要がある。5万ドル未満の場合には、税務局の発行した納付済書類(完税書)があれば、金融機関による取引書類の審査で送金が行われる（国家税務総局外貨管理局2013年第40号公告）。

中国子会社から日本本社への配当に関する課税については、中国で10%の源泉税が課されるが、日本本社では外国子会社配当益金不算入制度により配当金額の95%が益金不算入とされる。

日本本社が香港子会社を通じて中国子会社を間接所有している場合、中国子会社から香港子会社への配当については中国香港租税協定により、源泉税率が10%から5%へ軽減されている。ただし、香港子会社がペーパー・カンパニーでないかのチェックをされる場合があるため注意が必要である。

中国子会社から配当を受け取った香港子会社では課税は生じず、香港子会社から日本本社への配当は、源泉税が課されないうえに、基本的に日本本社では外国子会社配当益金不算入制度により配当金額の95%が益金不算入とされる。ただし、香港は低税率国（実効税率20%未満）に該当し、タックスヘイブン対策税制の適用対象となるため、日本で外国子会社配当益金不算入制度を適用するためには、タックスヘイブン対策税制適用除外と認定されている必要がある。タックスヘイブン対策税制適用除外と認定されるためには4項目の①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④非関連者基準又は所在地国基準を満たす必要がある。なお、香港の実効税率とその他優遇制度を加味すると、グローバル・ミニマム・タックスの15%未満になる可能性があり、国際課税のルールであるBEPS2.0<sup>9</sup>での検討が必要な地域として、今後香港の税制改正の状況に注意が必要である。

### ③ロイヤリティ

ロイヤリティによる日本本社への利益還流にあたっては、移転価格税制の観点からロイヤリティの料率を売上高の何%に設定するかについて留意が必要となる。

<sup>9</sup> 「BEPS（ベップス）」とは「Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）」の頭文字を取ったもので、BEPS2.0とは、世界各国が連携する形で進められている、多国籍企業グループが稼得する利益に係る各国への所得配分の適正化と、各国で適用される最低法人税率の導入を目指す取組みである。



以前は対外貿易経済合作部が定めた審査許可指導原則に5%が目途との記載があったが、現在、当該規定は廃止されている。従って、現在はロイヤリティの料率が合理的に設定されていること及びその根拠が説明できるように資料等を準備しておくことが重要である。

特に、中国子会社が薄利又は欠損状況が継続している場合には、中国子会社で計上されるべき所得が海外に移転されていると疑われ、税務当局による税務調査を受ける可能性があるため、より注意が必要である。

なおロイヤリティの送金時には企業所得税10%の源泉以外に増値税6%と付加税0.65%も源泉されることになるが、実務上、地方政府によって課税の状況や付加税徴収の状況が異なっていることもあるため、事前に管轄の税務機関に確認しておくことが望まれる。

また関税に関する留意点として、従来から輸入に関連して本社にロイヤリティを支払っている場合、これを輸入価格に含めて関税を支払うべきとの当局による指摘が行われている。

2017年3月16日に税関総署は2017年第13号「税関輸出入貨物通関申告書記載規範の改訂に関する公告」の付属文書の記載規範を改訂し通関申請書の確認事項を記載した。改訂された通関申請書に記入することで、特殊関係の有無、特殊関係が輸入価格に及ぼす影響、輸入貨物とロイヤリティの支払いの関係性が明確になるように作成されているため、記入にあたり注意が必要である。

#### ④有償減資

外商投資企業の減資はかつて禁止されていたが、2020年に外商投資法の施行により、財務状況が良い外商投資企業の場合は減資が認められる事例があった。ただし、有償減資による海外親会社への送金は、中国子会社の登録資本金の減少金額の範囲内となり、資本剰余金の減少による送金は認められない。

減資のための手続きとしては、董事会による減資案の作成、株主会による決議、貸借対照表及び財産明細表の作成、債権者への通知、新聞での公告、債務弁済等、市場監督局への登記等を経て、銀行に対し国外送金の手続きを行う。

なお、国家税務総局2011年第34号公告によると、有償減資を実施する場合、日本本社に払い戻される金額の中で、当初の払込資本金額に相当する部分は、企業所得税が課税されず、減資割合により算定された未処分利益と利益積立金の一部の金額は、日本本社に対する利益配当とみなし、企業所得税10%が課税され、さらに残った金額は持ち分譲渡対価として、企業所得税10%が課税される。

#### ひとくちメモ 13:

##### 「中国を出国するに際して個人で持ち出し可能な人民元の金額はいくらまででしょうか？」

中国人個人、あるいは外国人個人の人民元現金の携帯出入国の金額限度は、1993年から6,000元とされていましたが、2005年1月以降は2万円となりました（〔2004〕第18号公告）。

最近では深圳で人民元貨幣を持って香港に入り、現地で香港ドルや米ドルに替える人が摘発される事例も起こっています。

## 6. クロスボーダー電子商取引（以下、越境 EC）

中国の消費者が日本から国際輸送で直接購入することや、中国のインターネット・サイトで日本の製品を購入するようになった。それに対して中国の税務当局は当該取引を如何に捕捉し、課税するかについて通達の発行等により対応を行っている。

2016 年 3 月に公布された「クロスボーダー電子商取引小売輸入の税收政策に関する通達」（財政部、税関総署、国家税務総局[2016]18 号）により、これまで 1 件あたり 1000 元以下の場合に限り、入国貨物輸入税（行郵税、非貿易性の入国貨物に対する関税・増値税・消費税を合わせて徴収する総合輸入税のこと）が課税されていたクロスボーダー電子商取引について、2016 年 4 月 8 日より関税、増値税、消費税が課税されることとなった。

また、「クロスボーダー電子商取引小売輸入の税收政策改善に関する通達」（財政部、税関総署、国家税務総局[2018]49 号）により、1 件あたり 5,000 元以下で個人の年間累計が 2 万 6 千元以下の小売輸入商品については、関税を暫定で 0%とし、増値税と消費税を法定納税額の 70%で徴収するとしている。一方、クロスボーダー小売輸入商品に属さない個人貨物や、電子証憑を提供できない輸入品については、現行の規定に基づき行郵税を課税するとしている。

### 【対象となるクロスボーダー電子商取引】

- ・税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引し、取引・支払・物流電子情報の照合が実現できる全てのクロスボーダー電子商取引小売輸入商品
- ・税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引していないが、宅配・郵政企業が統一的に取引・支払・物流等の電子情報を提供でき、合わせて相応する法律責任を引き受けて輸入することを承諾したクロスボーダー電子商取引小売輸入商品

なお、2019 年に「入国物品輸入税調整の関連問題に関する通知」により行郵税の税率は 13%、20%、50%の 3 段階になった。

また、2016 年 4 月に公布された「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの公布に関する公告」（2016 年第 40 号公告）は、クロスボーダー電子商取引の小売輸入に対し商品リスト（中国語：「跨境电商零售进口商品清单」、以下、「ポジティブリスト」）により管理することを明示した。現時点の最新版は 2022 年版で調整された品目を掲載している。リストされた品目は主に中国国内で一定量の消費ニーズを有し、かつ関係政府機関の監督・管理の要件を満たし、国際宅配サービス、郵便で輸入可能な日用消費財が中心となっている。企業がリストに載っている品目を取扱う場合、税関提出に対して許可証の提出は不要となるが、検査検疫の監督管理は従来の規定通り必要となる。

日本企業でも日本国内から中国向けの販売を越境 EC（電子商取引）でビジネスの展開を進めている企業が増えてきている。例えば、海外企業向け越境型の EC で、中国国内で販売可能な EC モールとしては、T モール グローバル（天猫国際）がある。これはアリババが運営しており、出店に際してはアリババの審査を通る必要がある。日本法人で契約が可能で、「ポジティブリスト」に掲載している商品、かつ日本の輸出入規制に規制されておらず、JAN コードや商標を取得している商品が販売可能で、物流は主に中国にある保税區等を利用することになる。

直近 2023 年 8 月までは天猫がジェトロと一緒に越境 EC に出店する企業を募集しており、日本での拡大姿勢を示しているが、中国での EC ビジネスは政府の政策や市場動向によって変動が速いビジネスであるため、今後の動きについては注目する必要がある。天猫以外には淘宝や京東が利用されている。一方、中国サイト以外で出品し、中国国外から直送するビジネスモデルもあり、その際にクロスボーダー小売輸入商品に属さない個人貨物として、行郵税課税される形で届けることもできる。

2018 年 12 月に公布された「クロスボーダー電子商取引の小売輸出入商品に係る監督管理事項に関する公告」（税関総署公告 2018 年第 194 号）により、クロスボーダー電子商取引に従事する企業は、所在地管轄の税関に別途届け出登録関連規定に従い、届け出登録が必要であり、中国国内で代理企業がある場合は、代理で届け出登録が可能である。届け出登録については、「3. 税関制度の (2)」で記載の通りである。届け出登録以外、越境 EC の場合にも税関による信用管理されているため、輸入の際に手続き等不備があった場合、「3. 税関制度の (4)」で記載した通り、企業信用レベルに反映し、他の商品の通関にも影響を及ぼすため、注意が必要となる。なお、本公告及びその他越境 EC に関する法律法規に関しては、あくまでも企業を対象としている。